

令和2年 第10回 福岡市選挙管理委員会

6月22日（月） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

- ① 令和2年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施について
- ② 公職選挙法の一部改正（地方議会議員選挙の立候補届に係る見直し）  
について
- ③ 公職選挙法の一部改正（町村の選挙における公営拡大と供託金導入）  
について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和2年7月6日（月） 午前10時30分
- ・令和2年7月20日（月） 午前10時30分
- ・令和2年8月5日（水） 午前10時30分



## 報告事項 1

### 令和2年度 福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施について

市内の小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象に，明るい選挙啓発ポスターコンクールを実施するもの。

#### 1 目的

- (1) 選挙啓発ポスターの作成をきっかけとして，将来有権者となる児童・生徒に政治や選挙への関心を高めてもらう。
- (2) 入選作品展を開催する等により，多くの有権者に，児童・生徒の政治や選挙への期待が込められた作品に触れてもらい，選挙の重要性や投票の意義について理解してもらう。

#### 2 募集方法

市教育委員会の後援のもと，市内の全小・中・高等学校・特別支援学校に依頼文及び実施要領を送付する。

(小学校 148 校，中学校 82 校，高等学校 43 校，特別支援学校等 10 校 計 283 校)

※ 令和元年度の応募作品数 53 校 561 点 入選作品数 60 点

#### 3 日程

- |                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 学校への依頼（作品募集）                    | 6月上旬      |
| 募集期間                                | 7月1日～9月7日 |
| (2) 選挙管理委員会ホームページや市政だよりへ募集記事掲載      | 7月上旬      |
| (3) 市審査（教育委員会協力）                    | 9月15日     |
| (4) 県審査（市優秀作品の県コンクール参加）             | 9月下旬～10月  |
| (5) 国審査（県優秀作品の国コンクール参加）             | 11月上旬     |
| (6) 選挙管理委員会ホームページや「せんきよかわら版」へ入選作品掲載 | 12月       |
| (7) 市入選作品展（本庁・各区役所で巡回展示）            | 12月～2月    |
| (8) 作品返還及び賞状・記念品配布                  | 2月～3月     |

#### 4 主催

福岡市・区明るい選挙推進協議会

福岡市・区選挙管理委員会

## 報告事項 2 公職選挙法の一部改正(地方議会議員選挙の立候補届に係る見直し)について

総行選第 35 号  
令和 2 年 6 月 10 日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各 指 定 都 市 市 長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総 務 大 臣

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公職選挙法の一部改正の施行について（通知）

第 201 回国会において成立をみた公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「改正法」という。）が、令和 2 年法律第 41 号をもって、本日公布されました。

改正法は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずることを目的とするものです。改正法第 2 条の規定による公職選挙法の一部改正は、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補することを抑止するため、立候補の届出時の添付書類を見直すこととしたものであり、公布の日から起算して 3 月を経過した日（令和 2 年 9 月 10 日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、改正法第 2 条の規定による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の内容を十分御理解されるとともに、新法の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、新法の施行に伴い、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）について所要の改正を行うこととしており、その内容等については、別途通知する予定です。

## 記

### 第1 地方議会議員選挙の立候補届に係る見直し

地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加するものとされたこと。（新法第86条の4関係）

当該宣誓書において虚偽の誓いをした者は、公職選挙法第238条の2第1項の虚偽宣誓罪の適用対象となり得るところ、同罪の適用に当たっては、同条第2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発が必要とされている。

住所とは、各人の生活の本拠をいい、住所の認定は、客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居留意思を総合して行うものと解されており、起居、寢食、家族同居の事実などの居住実態に基づき慎重に判断する必要がある。

これを前提として、今般の改正は、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するという法律の想定するところではないイレギュラーな事案を抑止することを目的としたものである。

各選挙管理委員会においては、住所の解釈や新法の趣旨を十分理解の上、立候補者に対して制度の周知徹底を図るとともに、真摯に当選を争う者の立候補が妨げられることのないよう、十分に留意されたい。

### 第2 施行期日等

- 1 新法は、公布の日から起算して3月を経過した日（令和2年9月10日）から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）
- 2 新法の規定は、新法の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員の選挙について適用し、新法の施行の日の前日までにその期日を告示された地方公共団体の議会の議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第3条関係）

域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文(抄)  
 ○ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)        第八十六条の四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項及び第二項の文書には、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める宣誓書、所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては当該記載に関する当該政党その他の政治団体の証明書(参議院選挙区選出議員の候補者については、当該政党その他の政治団体の代表者の証明書)その他政令で定める文書を添えなければならない。</p> <p>一 参議院(選挙区選出)議員の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることのできな<del>い</del>者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書</p> <p>二 都道府県の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込ま</p>	<p>(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等)        第八十六条の四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項及び第二項の文書には、第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることのできな<del>い</del>者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書、所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては当該記載に関する当該政党その他の政治団体の証明書(参議院選挙区選出議員の候補者については、当該政党その他の政治団体の代表者の証明書)その他政令で定める文書を添えなければならない。</p> <p>(新設)</p>

<p>れること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることのできな<del>い</del>者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書</p> <p>三 市町村の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることのできな<del>い</del>者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書</p> <p>四 方公共団体の長の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることのできな<del>い</del>者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書</p> <p>5 11 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 11 (略)</p>
---	---

# 報告事項 3 公職選挙法の一部改正(町村の選挙における公営拡大と供託金導入)について

総行選第 37 号

令和 2 年 6 月 12 日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各 指 定 都 市 市 長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総 務 大 臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第 201 回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 2 年法律第 45 号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の改正は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として行われました。

貴職におかれましては、改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

## 第 1 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の

対象とするものとされたこと。（新法第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項関係）

- 1 選挙運動用自動車の使用
- 2 選挙運動用ビラの作成
- 3 選挙運動用ポスターの作成

## 第 2 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を 1,600 枚とするものとされたこと。また、ビラの種類、頒布方法、規格等は市議会議員選挙と同様とするものとされたこと。（新法第 142 条第 1 項第 7 号等関係）

## 第 3 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

- 1 町村議会議員選挙について供託金制度を導入するものとし、その額を 15 万円とするものとされたこと。（新法第 92 条第 1 項関係）
- 2 供託物没収点は、市議会議員選挙と同様とするものとされたこと。（新法第 93 条第 1 項関係）

## 第 4 施行期日等

- 1 公布の日から起算して 6 月を経過した日（令和 2 年 12 月 12 日）から施行するものとされたこと。（改正法附則第 1 項関係）
- 2 新法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第 2 項関係）

# 公職選挙法の一部を改正する法律概要

## 第一 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とすること。

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 選挙運動用ビラの作成

※ 公営の前提としてのビラ頒布解禁については、「第二」参照

- ③ 選挙運動用ポスターの作成

## 第二 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁すること。

ビラの頒布の上限枚数は1,600枚（通常葉書の2倍）とし、ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

## 第三 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は15万円とすること。

供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

## 第四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。
- 2 その他所要の規定を整備すること。

# 町村の選挙における公営拡大と供託金導入について

## 地方選挙の選挙公営（選挙運動用自動車、ポスター、ビラ関連）と供託金

区分	公営の有無			供託金額	備考
	選挙運動用 自動車	選挙運動用 ポスター	選挙運動用 ビラ		
都道府県知事選挙	○	○	○	300万円	
都道府県議会議員選挙	○	○	○	60万円	
市長選挙	○	○	○	100万円(※1)	※1 政令指定都市の市長選挙については240万円
市議会議員選挙	○	○	○	30万円(※2)	※2 政令指定都市の議会議員選挙については50万円
町村長選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	× ↓ ○	50万円	<全国町村会> 自動車、ポスター、ビラへの公営拡大を要望
町村議会議員選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象	— ↓ 供託金導入 15万円	<全国町村議会議長会> ・ビラの頒布解禁 ・自動車、ポスター、ビラの公営 ・供託金の導入 } を要望

職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表

○ 職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

改正後

改正前

(傍線部分は改正部分)

<p>(供託)</p> <p>第九十二条 第八十六条第 項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第 項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者 人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額の国債証書(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。)を供託しなければならない。</p> <p>〽八 (略)</p> <p>九 町村の議会の議員の選挙</p> <p>十五万円</p> <p>十 町村長の選挙</p> <p>五十万円</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公職の候補者に係る供託物の没収)</p> <p>第九十三条 第八十六条第 項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第 項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項</p>	<p>(供託)</p> <p>第九十二条 町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、第八十六条第 項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第 項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者 人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額の国債証書(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。)を供託しなければならない。</p> <p>〽八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 (同上)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公職の候補者に係る供託物の没収)</p> <p>第九十三条 第八十六条第 項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第 項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項</p>
---	--

二

<p>の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第 項の供託物は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては国庫に、<u>地方公共団体の議会の議員又は長の選挙にあつては当該地方公共団体に</u>帰属する。</p> <p>・二 (略)</p> <p>三 地方公共団体の議会の議員の選挙</p> <p>当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の</p> <p>四 地方公共団体の長の選挙</p> <p>有効投票の総数の十分の</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車、船舶及び拡声機の使用)</p> <p>第四百四十条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第 項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。)又は船舶及び拡声機(携帯用のものを含む。以下同じ。)は、公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参</p>	<p>の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第 項の供託物は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては国庫に、<u>都道府県の議会の議員又は長の選挙にあつては当該都道府県に、市の議会の議員又は長の選挙にあつては当該市に、町村長の選挙にあつては当該町村に、</u>帰属する。</p> <p>・二 (略)</p> <p>三 都道府県又は市の議会の議員の選挙</p> <p>当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の</p> <p>四 (同上)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車、船舶及び拡声機の使用)</p> <p>第四百四十条 (同上)</p>
--	--

議院名簿登載者で第八十六条の三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条において同じ。一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に、そろいを使用することを妨げるものではない。

・二 (略)

256 (略)

7 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項の自動車を無料で使用することができる。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者に係る供託物が第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国庫に帰属することとならない場合に、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者たる参議院名簿登載者が当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の第九十四条第三項第一号に掲げる数に相当する当選人となるべき順位までにある場合に限る。

8 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共

・二 (略)

256 (略)

7 (同上)

8 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市

三

団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。

(文書図画の頒布)

第四百十二条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

56 (略)

七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者 人について、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者 人について、通常葉書 八百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 千六百枚

259 (略)

10 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号から第二号までの通常葉書及びビラを無料

の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。

(文書図画の頒布)

第四百十二条 (同上)

56 (略)

七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者 人について、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者 人について、通常葉書 八百枚

259 (略)

10 (同上)

<p>で作成することができる。この場合においては、第四百四十条第七項ただし書の規定を準用する。</p> <p>11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第三項第三号から第七号までのビラの作成について、無料とすることができる。</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(文書図画の揭示)</p> <p>第四百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。</p> <p>〽五 (略)</p> <p>2〽13 (略)</p> <p>14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員</p>	<p>11 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第三項第三号から第六号までのビラの作成について、無料とすることができる。</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(文書図画の揭示)</p> <p>第四百四十三条 (同上)</p> <p>〽五 (略)</p> <p>2〽13 (略)</p> <p>14 (同上)</p>
<p>又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第四百四十条第七項ただし書の規定を準用する。</p> <p>15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第三項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。</p> <p>16〽19 (略)</p>	<p>15 都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第三項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。</p> <p>16〽19 (略)</p>